

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 6 年 3 月 22 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報第 1 号 委員長報告
- 日程第 3 議第 23 号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について
- 日程第 4 議第 24 号 市道の路線変更について
- 日程第 5 議第 25 号 下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 26 号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 27 号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 28 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 29 号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議第 30 号 下呂市立休日診療所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 31 号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 32 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 13 議第 33 号 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議第 34 号 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 35 号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 36 号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議第 37 号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議第 38 号 令和 6 年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第 19 議第 39 号 令和 6 年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第 20 報第 2 号 委員長報告
- 日程第 21 議第 40 号 令和 6 年度下呂市一般会計予算
- 日程第 22 議第 41 号 令和 6 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 23 議第 42 号 令和 6 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議第 43 号 令和 6 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第 25 議第 44 号 令和 6 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

- 日程第26 議第45号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第27 議第46号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第28 議第47号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第29 議第48号 令和6年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第30 議第49号 令和6年度下呂市下水道事業会計予算
- 日程第31 議第50号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第32 議第51号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計予算
- 日程第33 議第52号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第34 議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第55号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第37 議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第6号）
- 日程第38 委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 委員会提出議案第2号 下呂市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議員の辞職について
- 日程第41 閉会中の継続調査申出について

出席議員（13名）

議長	中 島 ゆき子	1 番	鷲 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	9 番	今 井 政 良
10番	伊 藤 嚴 悟	11番	一 木 良 一
12番	吾 郷 孝 枝	13番	中 島 新 吾
14番	中 島 達 也		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男

総務部長	今瀬成行	まちづくり推進部長	田谷諭志
地域振興部長	小池雅之	教育委員会事務局長	林雅人
環境部長	田口昇	農林部長	都竹卓
農林部理事	小木曾謙治	建設部長	大前栄樹
金山市務局長	池戸美紀	市民保健部長	森本千恵
福祉部長	野村穰	観光商工部長	河合正博
消防長	齋藤進	上下水道部長	今村正直
小坂振興所長	田添誠		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	書記	細江隆義
--------	-----	----	------

◎開議の宣告

○議長（中島ゆき子君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島ゆき子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 尾里集務君、9番 今井政良君を指名いたします。

◎報第1号について

○議長（中島ゆき子君）

日程第2、報第1号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第23号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について、日程第4、議第24号 市道の路線変更について、日程第5、議第25号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第26号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第27号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第28号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第29号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第30号 下呂市立休日診療所設置条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第31号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第13、議第33号 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第34号 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、日程第15、議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第36号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程

第17、議第37号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第38号 令和6年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第19、議第39号 令和6年度下呂市下水道事業会計への繰出について、以上17件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 尾里集務君。

○総務教育民生常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和6年3月12日午前9時30分から、下呂庁舎3の1会議室において、委員6名と議長、執行部から市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和6年第2回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第23号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について、議第25号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議第31号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの7議案、議第36号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について及び議第37号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例についての計10議案について審査をいたしました。

審査の結果、全10議案について、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査内容の一部を紹介させていただきます。

議第28号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例については、金山町金山の御滝団地について、老朽化したため用途廃止するものです。

委員からは、今後ほかにも市営住宅の老朽化が見込まれる中で、廃止するのか、改修して継続するのか、どのような方針かを問う質問がありました。執行部からは、老朽化の状況によって、危険性がある住宅、耐震性が確認されていない住宅については、政策空家に指定した上で順次取壊しを行い、市営住宅の適正な管理を行っていききたいとの答弁がありました。

続きまして、議第29号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例については、休止しているゆったり館を貸館施設として活用を図るものです。

委員からは、指定管理を希望される事業者から申出があった場合の対応を問う質問がありました。執行部からは、過去には指定管理をしていただけないか複数の事業者に打診を行ったが、必要な初期費用が多額となり、費用対効果が見込めないと不調に終わった経緯がある。しかしながら、利用されないと建物の老朽化がさらに進むため、貸館施設として利用を促進するが、指定管理を希望される事業者が現れたら前向きに検討したいとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中島ゆき子君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 田中喜登君。

○産業経済常任委員長（田中喜登君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和6年3月13日午前9時半から、下呂庁舎3の1会議室において、委員7名と執行部からは市長、副市長をはじめ担当職員の出席をいただき、産業経済常任委員会を開催し、令和6年第2回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第24号 市道の路線変更について、議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案、議第38号 令和6年度下呂市水道事業会計への繰出について及び議第39号 令和6年度下呂市下水道事業会計への繰出について、合わせて7議案の審査をいたしました。

審査の結果、付託された7議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、下水道事業会計の経営改善のため、不採算となっている小規模処理区において、集合処理施設から個別の合併処理浄化槽へ転換することに伴い、当該条例の一部を改正するものがあります。

委員からは、合併処理浄化槽への転換工事が完了した地区における旧処理施設とその敷地の処理及び新設された合併処理浄化槽への進入路の整備に関して質問がされ、執行部からは、筋骨内に敷設された管路等、利用できるものはそのまま使用し、旧処理施設については取り壊し、更地にし、跡地購入等の要望があった場合には、その都度対応する予定であること。進入路に関しては、振興事務所と協議をしながら確保できるよう進めていく。あわせて、今後この転換事業の対象となる他地区に対しては、能登半島地震の被災地での下水道復旧の遅れなどの具体的な事実にも目を向けて、単に不採算という理由だけではなく、万一の場合も想定しながら総合的に判断し、考えていく必要があることを丁寧に説明しながら、しっかりと住民の皆様の合意を得て進めていくとの答弁がありました。

以上、委員会報告といたします。

◎議第23号から議第39号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島ゆき子君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本17件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本17件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第23号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第24号 市道の路線変更について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第25号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第26号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第27号 下呂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第28号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 下呂市ゆったり館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 下呂市立休日診療所設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第38号 令和6年度下呂市水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 令和6年度下呂市下水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第2号について

○議長（中島ゆき子君）

日程第20、報第2号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第21、議第40号 令和6年度下呂市一般会計予算、日程第22、議第41号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第23、議第42号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議第43号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第25、議第44号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第26、議第45号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第27、議第46号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第28、議第47号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第29、議第48号 令和6年度下呂市水道事業会計予算、日程第30、議第49号 令和6年度下呂市下水道事業会計予算、日程第31、議第50号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第32、議第51号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田口琢弥君。

○予算特別委員長（田口琢弥君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和6年3月14日、15日及び18、19日の4日間にわたり、下呂庁舎3の1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算特

別委員会を開催し、令和6年第2回下呂市議会定例会において審査を付託されました議第40号 令和6年度下呂市一般会計予算及び議第41号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算から議第51号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計予算までの7特別会計予算と4公営企業会計予算について審査いたしました。

審査結果は、議第40号、議第42号、議第44号、議第48号、議第49号が賛成多数で、その他は全会一致で全て可決すべきものと決しました。

令和6年度予算は、一般会計、特別会計、公営企業会計を含めた総額で、前年度対比6億9,099万7,000円増の387億5,159万3,000円となっています。

なお、一般会計では、最重要課題である人口減少対策としての子育て支援、雇用の創出、高齢者福祉に関わる各種施策や、し尿処理施設基幹的設備改修工事をはじめとする公共施設設備整備、過去の災害の経験を踏まえた災害対策、公園、駐車場整備等を含め、合併後、過去4番目の規模となる予算となっています。

審査の内容の一部を紹介させていただきますと、能登半島地震を踏まえた災害対策として、防災倉庫の追加設置、だるまストーブ、スポットクーラー、仮設トイレなどの備蓄を増強するための予算が計上されており、委員からは、能登半島地震では避難所生活が長期化し、様々な問題が明らかになった。女性、乳幼児、高齢者、障がい者等に配慮した備蓄の確保による避難所としての機能強化が必要ではないかとの質問に対し、執行部からは、指定避難所への備蓄はしっかりとさせていただきます。その上で、個人備蓄をしていただけるよう、その必要性を含め啓発等をしていきたいと考えていますとの答弁がございました。

また、移住・定住促進事業では、移住・定住推進のための各種助成に関わる予算が計上されており、中でもUターン促進を図るためのUターンおかえり奨励金制度の新設がされるものとなっています。

委員からの、Uターンおかえり奨励金は、保育や介護の専門職に就いた場合の奨励金との併給は可能かとの質問に対し、執行部からは、基本的に併せて受給は可能です。対象となる要件を満たしていれば、おかえり奨励金に加え、就業奨励金や保育士就職奨励金、介護等専門職員就職奨励金、また林業新規就業支援事業補助金による支援が加算されるとの答弁がございました。

また、国民文化祭、清流の国ぎふ文化祭事業では、文化交流事業における地域文化発信事業に関わる予算が計上されており、併せて南飛騨健康増進センター周辺において、アートによる地域活性化事業、南飛騨アートプロジェクトを県とともに実行委員を立ち上げ、開催するための予算が組まれていました。

委員からは、アートプロジェクトを大成功に導き、それが継続され、南飛騨健康増進センターに定着させていくことが重要であると考えるが、いかがなものかと質問がされ、執行部からは、しっかりとアートプロジェクトを成功させ、今後に続くものにしていかなければならないという覚悟で、県と連携しながら取り組んでいきますとの答弁がございました。

その他、活発な質疑があったことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

◎議第40号から議第51号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島ゆき子君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島新吾です。

反対討論をします。

議第40号、一般会計予算について反対討論します。

来年度一般会計予算は合併後4番目の規模です。コロナ禍を頑張ってきたのに、エネルギー価格や原材料の高騰が食料品や日用品などの値上げに波及して、市民の生活を直撃しています。私たちは、その予算がその厳しい状況の下で社会的に弱っている、困っている人たちを支援、そのことを優先し、福祉施設の維持や、中小事業者や農林業を中心とした地域内の経済循環の確立を目指した内容であるか、また正月に起こったあの能登半島地震が防災と災害対策の大切さを強く教えてくれましたが、そこから学び、安心・安全なまちづくりを目指す予算であるかどうかをチェックしました。

第1に、暮らしをしっかりと支援するという点では、直接的支援は国の23年度補正予算による地方創生臨時交付金による低所得者対策の給付金がありますが、予算では、国が行う定額減税が主な内容になっています。

事業者の経営の支援という点では、長年商工会から要望され、私も幾度も制定を求めた中小企業振興基本条例を来年度制定するという前進がありますが、現状に対する直接的支援という点では、農家への支援においてもですが、不十分です。

第2に、人口減少対策については、雇用の創出、労働人材の確保を第一の方針としていますが、その中核となる子育て世代の今の生活と将来の生活への励ましとなる予算がもっと積極的であるべきではないでしょうか。私は、学校給食費の無償化を子育て支援の中心的な施策としていつまでに実現するという方針を出すように求めました。今全国の自治体でその無償化が拡大しているんです。しかし、国に先行して、給食費無償化の考えはございませんという答弁でした。ぜひ子育て世代に元気な子供、次世代を担う若者を育ててほしい。下呂市は頑張る皆さんを応援するか

らと励ましを強めようではありませんか。

第3に、来年度の施政方針は、DX（デジタルトランスフォーメーション）を先進都市として、全国のモデル都市を目指しますと述べています。マイナンバーカード制度の普及拡大も推進しています。デジタル技術の展開と発展は、生活と社会活動を大きく変化させ、将来の下呂市の在り方に重要な意味を持つものと考えます。技術の利便性は私自身も体感しています。これからこの技術は発展していきますが、新たな仕組みや制度が市民のために役に立ち、幸せのために使うことになるのかどうか、しっかりと検証して進めることが必要だと繰り返し指摘してきました。よう分からん、片仮名文字ばかりでついていけないなどと困っておられるお年寄りの声が多くあるのです。これで誰一人取り残されない人に優しいまちを目指せるのでしょうか。市民との信頼関係があってこそ、仕組みや制度は市民のために役立つんです。

なお、安心・安全なまちづくりについては、当局が必要な事業は補正予算で追加していくと述べられています。防災と災害対策、災害による被害を減らすための減災、これらの検討とその事業化を強く求めています。

また、予算を見たとき、障がい者への交通費助成の対象の範囲を拡大したことや、地域の願いを受け止めた公園の整備工事、菅田集学校の駐車場整備工事など、願いに応えた事業があります。こうした現場からの声や願いに正面から向き合い、その取組を進めることは、市民を励ますとともに地域経済の活性化につなげることになります。もっと現場に出かけていくことと、職員同士のしっかりとした話し合いがあって、現場の声、市民の声を受け止めた具体化が進みます。そのために、職員の職場環境、労働条件は一層改善されなくてはなりません。

以上の問題点を指摘し、提案をして反対討論とします。

次に、議第48号、水道事業の予算、反対討論です。

来年度から水道利用料が値上げになります。その改定内容において、使用量に対する追加料金が公平でないと私たちは反対しました。今後さらなる料金改定が必要になるというのですから、改定内容は公平であるべきです。水道事業における施設の管理と業務は包括業務委託など民間事業者への委託が進んでいますが、生きる上ではなくてはならない水です。市職員のノウハウや専門性の確保など、住民サービスに責任を持った対応ができるのか不安な課題があり、反対します。

議第49号、下水道事業内容です。

施設や管路の老朽化などの切実な現実の中で料金の値上げが予定されています。暮らしに必要な不可欠な下水道です。その事業のほとんどが民間事業者への委託となっており、委託内容の問題もあり、水道事業において指摘したように、市の責任における事業として住民サービスに責任を持った対応ができるのか強い心配があり、反対します。

以上、反対討論です。

○議長（中島ゆき子君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

3 番 飯塚英夫君。

○3 番（飯塚英夫君）

3 番 飯塚です。

令和 6 年度一般会計予算案に対し、賛成の立場で発言いたします。

令和 6 年度の歳入歳出予算は234億3,000万円、前年度対比 5 億4,000万円、2.4%の増で、合併後、過去 4 番目の予算規模となっています。

歳入を見ますと、市税は、市民税の定額減税の影響から減額計上していますが、宿泊客の回復による入湯税の増額でカバーされ、定額減税を除けば、昨年度とほぼ同額であります。

ほかには、安定収入が見込めるようになったふるさと寄附金の当初予算での計上など、活用可能な財源を最大限活用した予算編成となっています。今後は、宿泊税の導入といった新たな財源の確保など、持続可能な財政運営に期待するところであります。

さて、令和 6 年度施政方針では、取り組むべき重要課題は人口減少対策とまちづくりであり、特に注力すべきは人口減少対策。その柱として、子育て支援、雇用の創出、高齢者福祉の 3 つを挙げています。

まず、子育て支援についてですが、かねてより飛騨川公園において整備中でありました児童用大型複合遊具や、乳幼児用遊具が整備され、いよいよ近日中にオープンされる運びとなりました。そして新年度には、下呂市南部の拠点公園として金山地域ふれあいパークが整備されます。また、萩原地域には、児童館など多機能を併せ持った新たな子育て支援施設、新しい名称はニコリエとなったようですが、本年 6 月より開設する運びとなりました。

また、出産祝い金の増額、第 3 子以降の未満児保育料の無償化、給食費に対する支援も行われます。子育てに関しては、ハード・ソフト両面の充実によって、安全・安心な環境づくり、経済的負担の軽減が進められます。

そして、雇用の創出。人口減少に直結する課題といたしまして、人口減少社会を支える重要な職種であります介護、看護、保育に関わる人材確保に関する支援、また移住・定住に関する支援、企業の求人活動に対する支援について、新たなもの、従来あるものの拡大事業を積極的に展開され、下呂市を支える労働力の確保につながることを期待いたします。

3 つ目の柱、高齢福祉。依然として介護に従事される方の人手不足は深刻であります。今後も増加する介護需要に応えるため、介護人材の確保についての強化策、介護の現場で働くきっかけづくりや外国人労働力を受け入れる施設への支援、さらには職員のキャリアアップにつながる研修への支援など、様々なメニューが盛り込まれております。

さて、災害に強いまちづくりとして、元日に発生した能登半島地震では最大震度 7 を記録し、多くの方が犠牲になり、今なお不自由な避難生活を強いられている方に対しまして、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。阿寺断層上で生活をしている我々にとって、決して他人事ではありません。

市民の皆様と共に、下呂市を訪れた帰宅困難者の方々の安全・安心対策について、災害用トイ

レなど避難所用品の整備や備蓄品のさらなる増加が必要となってきます。そして、今回の被害状況を見ますと、倒壊した家屋が道路を塞ぎ、車が通れないため、救助や復旧作業が滞ってしまったというケースが見受けられました。

そこで、旧耐震基準で建てられた住宅の耐震化に対する補助金の制度の拡充が望まれます。同時に、空き家の解体、除去に対する支援のさらなる強化も求められています。

さて、産業・経済に関する取組につきまして、観光分野では、旅のプロが選ぶ温泉ランキング、日本の温泉100選にて、3年連続で全国第2位に選出され、観光事業は市の経済を支える主要産業であり、一層力を入れた取組が望まれます。今後は、日本全体のインバウンド需要の増大を見据え、さらなるインバウンド誘致事業の展開を期待します。そして、3年連続2位ということには決して満足はされていないことと思います。1位は群馬県草津温泉、3位は愛媛県道後温泉、決して2位に甘んじることなく、さらなる飛躍が望まれます。

さて、昨年5月に5類感染症に位置づけられましたコロナの長いトンネルを抜けましたが、エネルギーや食料品などの物価高騰などによった先行き不透明な状況は依然として続いています。令和6年度一般会計予算案につきまして、数々の重点的な取組、たくさんのメニューが示されました。これらたくさんのメニューが用意されただけで、対象の市民に十分に利活用されなければ何にもなりません。

予算特別委員会でも執行部から説明がありました。あらゆる場面で説明、紹介をしていくと力強い説明がありました。また市長、副市長におかれましては、トップセールスを期待しております。そして、特に人口減少対策におきまして計上された当初予算、年度途中で不足した場合は、どしどし増額補正予算を計上されることを期待いたします。決して3月議会で多額の不用額を出すことのないよう、予算を使い切ってしまうことを期待します。

最後に、令和6年度は市制施行20周年を迎える節目の年となります。この節目を契機と捉え、新年度予算で取り組まれる各種事業によって、市民が安心して暮らしていける持続可能な下呂市となることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（中島ゆき子君）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

吾郷孝枝です。

令和6年度後期高齢者医療、介護保険事業勘定予算の反対討論を行います。

議第42号、後期高齢者医療特別会計予算について、後期高齢者医療では、昨年来、既に一定所得のある人は窓口負担が2割に引き上げられていますが、新年度からはさらに保険料が引き上げられます。歳を重ねるごとに病気などが多くなるのは仕方がないことなのに、高齢者の医療費負担が重くなるのでは医療受診を控えてしまうおそれがあります。このような高齢者を差別する医

療制度そのものに私たちは反対の立場から、賛成することはできません。

次に、議第44号、介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について、反対をいたします。

第9期介護保険事業計画は、高齢者の人口比率が高くなる中で、介護予防、認知症対策、地域包括ケアシステムの推進、介護人材の確保対策が重要課題として取り組まれます。しかし、保険料を払ってもサービスが十分に受けられない、こういった現状があります。人は誰でも歳を重ねて身体的機能が弱まり、病気などにかかりやすくなります。それゆえ、健康づくりの推進が言われていますが、家族介護に頼らざるを得ない状況や、施設を利用される高齢者は増えています。

そんな中、国は高齢者の経済的負担をさらに引き上げる考えです。下呂市でも、令和6年度からの介護保険料の値上げが提案され、負担は重くなる一方なのに、介護サービスが不十分なままでは市民の納得は得られません。新年度予算では、介護職員確保のための事業の見直しと拡充が提案されており、この事業が介護人材不足の解消につながることを期待しますが、現状は、在宅介護問題は深刻さを増しており、打開の方向すら見えません。6億円を超える下呂市の介護保険基金をもっと活用して、緊急性を増している介護問題の打開を図るべきではないですか。

このことを申し上げ、介護保険事業勘定予算に反対します。

市は、引き続き高齢者の皆さんの現実をしっかりと把握するため、小規模事業者や福祉団体との話し合いをさらに広げ、その声を受け止めて深める必要が強く求められています。また、国・県に対しても、人材不足対策と働く人の処遇改善に向け、しっかりと声を上げていくことを強く求めます。

これをもちまして、反対討論といたします。

○議長（中島ゆき子君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中喜登君。

○5 番（田中喜登君）

議第40号 令和6年度下呂市一般会計予算について、政策研究会臈を代表し、賛成の立場から討論を行います。

令和6年度予算は、一般会計で総額234億3,000万円、合併後4番目の規模であります。その中身を見ますと、現在市が直面している様々な課題に対し、限られた財源をどこに投入していくのか、明確にその方向性が打ち出されたものとなっております。すなわち人口減少対策とまちづくりに対する新規拡充事業の増加であります。

まずは、下呂市に就職していただける方に対する各種奨励金制度が新設・拡充されました。さらに、来年度は移住・定住、Uターンの促進についても重点施策と位置づけ、労働力の確保に努めることとなっています。労働力不足を補う手段の一つとして期待される外国人の雇用に関する支援、日本語交流サロンの充実、多文化共生専門職員の配置など、多文化共生の推進に向けた事業も充実しており、その意味では、機を失せずタイムリーな設計がなされていると判断、評価い

たします。

そのほか、奨学金の返還に係る支援の仕組みも県の制度とタイアップして進め、若者が下呂市に帰って来やすい、帰ってきたくするような環境を整えていくという答弁もいただき、これなどはまさに我々政策研究会で提言しました育英資金の要件の見直し、拡充にまさに合致するものであり、誠にありがたく思っております。

また、少子化対策としての出産祝い金事業では、第1子10万円、第2子20万円から順に第5子以降は50万円が支給され、さらに第2子以降は、県事業として10万円も併せて支給されます。ほんの一例を挙げましたが、このように今回の予算は、市が今後どのようなところに力を注いでいくのか、その意気込みが伝わる編成となっており、市民の皆様方にも幅広く御理解をいただけるものと確信をしております。

しかしながら、私はただ1点、医療体制を充実していくための施策に関して物足りなさを感じております。医師招聘等に関して、毎年、市長をはじめとする方々が足しげく岐阜方面に通われ、尽力されていることは存じております。しかし、なかなか改善がされてきません。高山からの帰り、あるいは岐阜方面からの帰りに下呂市の救急車と擦れ違うたびに重苦しい気分になります。若い世代が下呂市に根を張って住もうと決心する理由を上げるとすると、いろいろあろうかと思えますけれども、安定した医療体制の確立も非常に大切で重要な部分であると認識しております。結果として、人口減少対策にもつながる案件だと思いますので、市民の皆様が安心して日々の暮らしを送ることができる方向づけが一日も早くなされることを強くお願いいたします。

また、下呂市の令和6年度一般会計当初予算総額234億3,000万円は、美濃加茂市の令和5年度一般会計当初予算226億円とほぼ同規模となっております。美濃加茂市の人口は下呂市の約2倍、面積は約10分の1です。一般職の職員数でいうと、下呂市より100人ほど美濃加茂市が多くなっています。近視眼的な見方かもしれませんが、やはり下呂市は面積が広範囲にわたっている分、どうしても必要な経費が多く発生し、効率が悪くならざるを得なくなっている印象を受けます。もちろん一定水準の市民サービスを提供していくためにはやむを得ないと考えますけれども、近い将来、この辺りに関してもしっかりと議論をしていかなければならないときが来ると思っております。

るる申し上げましたが、最後に、こんこんと絶え間なく湧きいずる出湯のごとく、下呂市が栄えていくことを切に願い、賛成討論といたします。

○議長（中島ゆき子君）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第40号 令和6年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第40号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第41号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第41号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第42号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第43号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第44号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第44号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第45号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第46号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第47号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 令和6年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第48号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 令和6年度下呂市下水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第49号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第50号、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第50号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第51号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第51号については、委員長の報告のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（中島ゆき子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議第50号 令和6年度下呂温泉合掌村事業会計予算のときに、私が議第50号、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村特別会計予算と発言したようでありますので、訂正して、事業会計予算としておわびをいたします。よろしくお願いいたします。

◎議第52号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島ゆき子君）

日程第33、議第52号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議第52号について、提案理由の説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

それでは、議案書の1ページを御覧ください。

議第52号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、次のとおり指定管理者

を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市飛騨小坂ふれあいの森。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町小坂町13番地1、飛騨小坂観光協会会長 桃原誠招。
3. 指定の期間、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年でございます。令和6年3月22日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要としまして、現指定管理者でございます合同会社灯りや、代表社員 高瀬孝造氏から、1月18日に本年度をもって指定管理者を辞退したい旨の届出が提出されたため、切れ目のない営業を図る観点から、緊急的措置として、飛騨小坂観光協会を特定指名により指定管理者に指定するものでございます。

指定管理料は、現行の170万円でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中島ゆき子君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中喜登君。

○5番（田中喜登君）

この案件に関しましては、先般、全員協議会の折に説明していただいたものと認識をしております。この施設、本当に市内の子供たちに大変人気のある施設ですし、市外の方々にも大変好評な施設であったと伺っております。よくこの厳しいときに小坂の観光協会のほうで受けていただけたなということも思っておるわけでございます。特に小坂は200滝等ございまして、エコツーリズムといいますか、そっちの方面でも大変今、下呂市の中でも頑張っているところでございますので、その施設がこうやって維持していけるということは誠にありがたいことだなと、本当にそのように思っておりますけれども、ちょっと気がかりなことが、例えば給排水施設の状況でありますとか、あと建物の状況とか、そういったところも結構長い年月が経過しております、老朽化も進んでおると思うんですけれども、その辺に対する市の認識といいますか、しっかりその辺は認識されて、例えばその170万円では多分足が出るようなこともあろうかと思うんですけれども、その辺に対する対応といいますか、どうなっているのか、そこをお聞かせください。

○議長（中島ゆき子君）

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（田添 誠君）

5 番議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、飛騨小坂観光協会様におかれましては、小坂地域の観光振興を心配され、飛騨小坂ふれあいの森の休業期間をつくらぬようにということで、指定管理者を急遽お引き受けいただけることに感謝をしております。

ふれあいの森の施設は、昭和63年に建設されまして、36年が経過をしております。議員言われるように、施設も老朽化してきており、指定管理者と相談の上、修繕を行ってまいりました。昨年度は施設内の道路舗装、また今年度は施設内の街路灯照明のLED化工事を行っております。その他の箇所もまだまだ修繕が必要な箇所があることは認識しており、市といたしましても、市の施設として今後も計画的に修繕を行っていきたいというふうに考えております。

今回は緊急的措置として1年間の指定管理でございますので、今後のふれあいの森の長期方針を指定管理者と検討をさせていただき、方針の決定を図り、修繕整備計画を立てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島ゆき子君）

5 番 田中喜登君。

○5 番（田中喜登君）

しっかりと認識をされておるということで安心をいたしました。ちらっと見に行ったときには、何かやっぱり屋根も結構さびておったりして、少しみすばらしいなという気もいたしましたので、その辺も含めてしっかり計画を立てて、指定管理者と相談をして、協議をして向かっていっていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島ゆき子君）

4 番 森哲士君。

○4 番（森 哲士君）

今のふれあいの森に関しまして、36年ということで、大きな改修がまだされていないというようなところでありましたが、指定管理料が今はついておるわけなんですけれども、前までは全然指定管理料ゼロというところで現場の方々が一生懸命頑張ってきていました。

今の改修のことを5番議員が言ったように、非常に大きなたこ入れをしないとなかなか施設としては見てくれといいますか、そういったところが悪いのかな、イメージが悪いのかなということをおもっております。

今はチャンスだと思います。今の岐阜未来遺産のことですとか、アウトドア、アクティビティー、それからサステナブル・ツーリズムなど持続可能な観光が、この小坂にはポテンシャルの高いところがたくさんあるというふうに思っておりますので、どうか市のほうといたしましても、そういったことを総合的にまとめていただいて、力を注いでいただきたいというふうに思っておりますので、どうか見守っていただきたいですし、力強い支援をお願いしたいというふうに思い

ます。以上です。答弁はいいです。

○議長（中島ゆき子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第52号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第52号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第52号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

◎議第53号及び議第54号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島ゆき子君）

日程第34、議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

議第53号及び議第54号について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年3月22日提出。

提案理由。第9期介護保険計画に伴い、介護保険料額及び保険料段階を改定するため、当該条例の制定を一部改正するものでございます。

概要につきましては、改正前後の対照表を用いて説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2条第1項第1号から第9号のとおり、それぞれ介護保険料を改めます。

なお、第1号から第3号の保険料は、5ページから6ページにかけての同条第2項、第3項、第4項の規定により、それぞれ軽減がされます。

改正前の第10号については、合計所得金額400万円以上で保険料が頭打ちとなっておりましたが、改正後は合計所得金額520万円未満を第10号とし、新たに620万円未満を第11号、720万円未満を第12号、720万円以上を第13号と3段階を追加し、それぞれに保険料を設定することで、高所得者層から所得に応じた保険料を納めていただく仕組みに改めました。第2条関係です。

6ページの附則関係では、条例の施行日を令和6年4月1日とすること。令和5年度以前の保険料については、従前の規定のとおり扱うことについて定めております。

続いて、議案書9ページを御覧ください。

議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年3月22日提出。

提案理由です。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例につきましては、10ページの第1条、下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に関する条例、19ページの第2条、下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例、64ページの第3条、下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例、73ページの第4条、下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例という4本の条例について改正をするものです。

概要について、条例要綱にて説明させていただきますので、91ページをお願いします。

改正理由につきましては、重複いたしますので省略いたします。

概要です。(1)条例に定める各介護サービス事業における基準について、以下のこと等について整備します。

①ICT技術等により生産性向上を図ることを条件に、居宅介護支援事業所及び介護予防支援

事業における配置員数を緩和します。具体的には、ケアマネ1人当たりが担当する利用者の数が現行35名が最大49名となります。

②介護予防支援事業を地域包括支援センター以外も一定の要件下で実施できるよう位置づけを行います。現状も地域包括支援センターから委託という形で居宅介護支援事業所をお願いをしておりますが、居宅介護支援事業所が主体的に取り組むことができるようになります。

③入所または入居系以外のサービス事業においても、身体的拘束等の禁止を明確化し、やむを得ない場合の措置について定めることとされました。なお、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その理由や身体拘束の状況や時間、利用者の心身の状況について記録をすることとされ、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員らに対する研修の実施が定められました。

④サービス利用者に説明するべき重要事項について、原則ウェブサイトに掲載すること。

このほか、テレビ電話装置やICTを活用した記録や書面交付について定められました。以上、第1条、第2条、第3条、第4条関係です。

(2)条例の施行時期は、令和6年4月1日から施行します。附則第1条関係です。

(3)経過措置として、以下のこと等を規定します。

令和7年3月31日まで、実施猶予または努力規定により経過措置期間を設けるものとして、まず重要事項のウェブサイト掲載、2つ目に、身体拘束等の適正化のための委員会設置、指針の整備及び研修の実施などを定めております。附則2条から5条関係です。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中島ゆき子君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

お尋ねをいたします。

私は91ページの説明の参考資料のところでお尋ねをするんですけども、ここの部分で、(1)のところの①の部分なんですけれども、ICT技術等により生産性向上を図ることを条件に居宅介護支援事業及び介護予防支援事業における配置員数を緩和するというところなんですけれども、今説明がありましたように、ケアマネさんの配置基準の緩和ですよ。今35人がICT技術を導入すれば49人まで対応オーケーという、1人での対応がね。それを超えると増やさなくちゃいけない。それからICT技術を導入していない事業所なんかは、現行35人が、でも、ここも緩和されて44人ということですよ。そこなんですけれども、今特に要支援の方への支援の部分なんですけど、今要支援の方が非常に増えていて、ここの部分を今何とかしなくちゃいけない。施設にしろ在宅にしろという形で。それで、相談なんかも非常に複雑化している。そういうことはおっ

しゃっていますね。そういう中で、このケアマネさんの対応する利用者さんが増えるということは、ケアマネさんの業務がすごく大変になるんじゃないかなと、そこを物すごく私は心配するんです。その部分で心配はないのかということをお尋ねします。

それから、②番のほうでもお尋ねをしたいんですけども、これは地域包括支援センター、ここが一定の条件つきで、地域包括支援センターじゃなくても介護予防支援事業ができるという緩和なんですけれども、一定の条件とはどういうことなのか。地域包括支援センターには、配置する専門職を置かなくちゃいけませんね。保健師、社会福祉士、主任ケアマネ、こういう専門職を置かねばならないということになっているんですけども、こういうところの条件が緩和されるのか、そのところをお尋ねします。

○議長（中島ゆき子君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

最初のまず御質問、ケアマネさんの負担が増えるということに対する対応でございます。確かに1人当たり担当する人数が増えるんですけども、あくまでこれはICTとか、そういった省力化を図ってのことでございます。そういうことですので、負担はそれだけは増えないというふうには考えております。ただ、対応する人数が増えるので、その辺の手間は多少は大変になるかなということは考えております。

あともう一つ、一定の要件下でということがありますが、これは主任ケアマネの配置が原則として決められております。そのような理解をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島ゆき子君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

1番目のICT技術導入が条件で35人が49人ということなんですけど、もう一つあるんですよ、35人が44人になるという、要するに全体をもう緩和するという形なんです。ケアマネさんの業務を多くするという部分なんで、これは非常に問題だと思います。

かつて、萩原にあります地域包括支援センター、ケアマネさんが非常に不足していて、相談だとかマネジメントが非常に追いつかないということでケアマネさんを増やされた。今介護認定を受ける方が非常に増えてきているんですけども、必要な方にケアマネジメントがちゃんとできるようになっている。そういう状況がつくられてきたのに、今度は法改正でこういう緩和がされるということになるとまた前のような逆戻りになるんじゃないかという心配がありますし、それから、ケアマネさんが地域で訪問されるのは、もうケアマネジメントすると1か月に1回は利用者さんのところを訪問して、状況を見たり、聞いたり、問題はないかということを毎月やられますね。こういうことが、私、今でも下呂地域の方から相談があったんですけど、ケアマネさん、確かに訪ねてみえるんですけど、チェックリストを持ってチェックリストのことをどっと聞い

ていって、異常ないですね、変わらないですねと言って、もう慌てて次のところへ行かれる。本当にいろんな、もっとほかにいっぱい相談したいことがあっても、どういうことを相談したかったかを忘れてしまうとか、そういうことでなかなか相談がしづらいという声を聞いています。ですから、ケアマネさんの仕事量を増やすべきじゃないと私は思っているんですけども、こういう点で、もう一度部長の答弁をお願いします。

それから、介護予防支援事業のところでは、主任ケアマネさん、このところがいなくても、下呂地域でいえば社協さんがやってみえるんですけど、社協さんなんかにもこの地域包括支援センターの相談事業とか、そういういろんなことができるという、こういうことで、下呂地域はじゃあどういうふうに体制を組んでされるのか、ここの点でお答えください。

○議長（中島ゆき子君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

ケアマネさんの負担についてですが、議員おっしゃるとおり、35名が49名に突然増えるというのは大変だと思いますけれども、実際、現在35名担当している方がいきなり49名に増えることはないと思います。これからそのように増えていくことは考えられますので、私のほうとしても、福祉部としても、確かにケアマネさんの負担軽減ということ、業務の省力化ということについては今後検討してまいりたいと思います。

それから、ケアマネさんが月1回ずつ訪問されるという、そういうルールがあります。今回のこの改正の中で、概要欄にはちょっと書いておりませんでした。2か月に1回、2回に1回はテレビ電話等を通じて面談をすることができる。もちろんこれも条件つきですけども、利用者さんの了解を得てとか、そういった条件はありますが、そういう措置もございますので、それを利用しながらケアマネさんの負担軽減というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、下呂地域の介護予防ですとか、そういう対応でございますね。それにつきましては、今うちの包括支援センターにつきましては、確かに下呂には支所はございませんが、何か相談があった場合、その後、直接ケアマネが本人さんの家までお邪魔するとか、そういう対応できめ細かくさせていただいております。そういった体制を今後も継続してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中島ゆき子君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

すみません、最後にいたします。

今答弁されましたけれども、ICT技術なんかを導入できない事業者、そういうところなんかはもう、たくさん受け持たなくちゃいけないですよ、35人が44人になるんですから。そういう

ところの負担が増えていくということで大変だなということを私は思います。

それから、今テレビ電話でということなんですけれども、高齢者を相手に、やっぱり利用する高齢者がそれが本当に利用できて対応できていくのかという非常に難しい問題もあると思いますので、課題はまだまだ大きいと思います。

それから、今この要支援の部分での支援は、要するに要支援になった人が要介護にならないように、一生懸命自立ができるように支えていく部分で、下呂市にとっては物すごくここは大事な部分で、マンツーマンの対応が本当に必要だと思いますが、この点で、やっぱりこういう条例に従ってそのままやっていくのでは、私は非常に無理があると思いますので、相当のフォローは必要だと思います。このことを申し上げて終わります。

○議長（中島ゆき子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第53号及び議第54号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第53号及び議第54号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

採決に入る前に休憩をいたします。

再開は午前11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（中島ゆき子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議案の修正の申出がありました。

私と議会運営委員長において、軽微な訂正と認めましたので、ただいまから議案の訂正を行っています。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

議案書の３ページをお願いいたします。

議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例についての議案中、提案理由において、第９期介護保険計画に伴い、介護保険料額及び保険料段階を改定するため、当該条例を制定の一部を改正するものと申し上げましたが、正しくは、第９期介護保険計画に伴い、介護保険料額及び保険料段階を改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。おわびして訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（中島ゆき子君）

これより採決を行います。

議第53号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第53号は、原案のとおり可決されました。

議第54号 下呂市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議第55号及び議第56号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島ゆき子君）

日程第36、議第55号 令和５年度下呂市一般会計補正予算（第13号）、日程第37、議第56号 令和５年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第６号）、以上２件を一括議題といたします。

初めに、議第55号及び議第56号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第55号 令和５年度下呂市一般会計補正予算（第13号）及び議第56号 令和５年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第６号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の補正は、下呂温泉合掌村用途不明金に係る損害賠償事件について、本年１月23日の被告人に対する損害賠償金の支払いを命じた判決に対し、被告人のうち１名が判決を不服とする

控訴状を提出したことに伴う控訴審に対応するための弁護士費用の増額補正と、かなやまサニーランドの高圧電気設備改修工事において、資材納品の遅れにより年度内完成が見込めなくなったことに伴う繰越明許費追加の補正を上程させていただくものです。

合掌村事業会計につきましては、損害賠償事件の判決を受けて、特別利益計上などの補正を計上させていただいております。

詳細につきましては、各担当部長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島ゆき子君）

次に、議第55号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第55号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の93ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳出予算の補正です。款項の区分金額等は、第1表 歳出予算補正によります。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

令和6年3月22日提出。

95ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正で繰越明許費の追加は、かなやまサニーランド高圧電気設備改修工事において、使用材料の電線ケーブルが品薄などに加え、能登半島地震の影響を受け、納品の目途が立たず、改修工事の年度内完成が見込めなくなったことから、502万2,000円を繰越明許費として計上するものでございます。

次に、事項別明細書にて説明をさせていただきますので、98ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費22万円は、下呂温泉合掌村使途不明金に係る損害賠償事件について、令和6年1月23日の判決を不服とする控訴状を被告人のうち1名が提出したことに伴い、控訴審に対して必要な弁護士費用55万円のうち、不足する費用を増額するものでございます。

その下、14款予備費は、今回の補正の財源調整のために22万円を減額するものでございます。

以上で、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島ゆき子君）

続いて、議第56号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、議案書99ページをお開きください。

議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第6号）の詳細説明をさせていただきます。

第1条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入では、第1款下呂温泉合掌村事業収益の第3項特別利益について、2億6,507万2,000円を増額補正し、補正後の額を2億6,825万1,000円とするものです。

支出では、第1款下呂温泉合掌村事業費用の第3項特別損失について、2億6,299万4,000円を増額補正し、補正後の額を2億8,317万円とするものです。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。令和6年3月22日提出。

次ページから104ページまでは、実施計画、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表などでございます。後ほど目通しをください。

次に、105ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書です。

収益的収入及び支出のうち収入です。

3項特別利益で2億6,507万2,000円を増額補正は、使途不明金事件に係る訴訟の第一審判決により損害賠償額が確定したことによるものです。

下段は支出です。

3項特別損失は、貸倒引当金繰入額で2億6,299万4,000円を増額です。これは、使途不明金事件に係る損害賠償金の貸倒れによる損失に備えるため計上するものです。

次に、106ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

今後、損害賠償債権の回収によって市が得る経済的利益に対して、委任契約に基づく弁護士への事後報酬分を限度額として、本事件終了までの期間を対象として設定しております。

以上で、議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島ゆき子君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第55号及び議第56号については、会議規則第37

条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第55号及び議第56号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第55号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第13号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第55号は、原案のとおり可決されました。

議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第56号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島ゆき子君）

日程第38、委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第39、委員会提出議案第2号 下呂市議会基本条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号について、趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 鷺見昌己君。

○議会改革特別委員長（鷺見昌己君）

ただいま日程第38及び日程第39をもちまして上程されました委員会提出議案について、趣旨説明をさせていただきます。

最初に、委員会提出議案の1ページを御覧ください。

委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年3月22日提出。
下呂市議会議会改革特別委員会委員長 鷲見昌己。

提案理由。常任委員会の所管事務の見直し及び予算決算常任委員会を新設することに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例要綱にて御説明いたしますので、4ページを御覧願います。

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。こちらは提案理由と重複しますので、説明を省略させていただきます。

2. 概要。(1)常任委員会の所管事務量に多寡が生じていることから、委員会間の均衡を図るため、常任委員会の所管及び名称を変更するとともに、予算及び決算議案を効率的かつ効果的に審査することを目的とし、予算決算常任委員会を設置するものになります。

具体的には、2ページと3ページの新旧対照表、第2条、第2項に記載のとおりでございます。

(2)この条例は、新たな任期の始まりの日であります令和6年4月18日から施行いたします。

続きまして、委員会提出議案の5ページを御覧ください。

委員会提出議案第2号 下呂市議会基本条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年3月22日提出。下呂市議会議会改革特別委員会委員長 鷲見昌己。

提案理由。本会議等での市長等への反問権の付与及び緊急事態における下呂市議会業務継続計画の想定される事案に感染症蔓延時も位置づけたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例要綱にて御説明いたしますので、8ページを御覧願います。

下呂市議会基本条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。こちらは提案理由と重複しますので、説明を省略させていただきます。

2. 概要。(1)本会議等での質疑または質問の趣旨等を明確にし、それらに対する答弁が的確に行われるために、答弁者が反問することができるものとします。

(2)災害発生時に加え、感染症蔓延時においても、議会として必要な体制を整えるものとします。

(3)この条例は、令和6年4月1日から施行します。

以上が委員会提出議案の概要です。

詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりであります。

この条例の改正に関しまして、少し補足説明をさせていただきます。

下呂市議会では、市民の皆様に議会の内容を知っていただくために、これまでのCCNチャンネル下呂での放映に加え、誰もがいつでも議会の内容を見ていただけるよう、ユーチューブによるライブ配信を始めました。

また、政策提言に向けては、議員に寄せられた市民の意見を取り入れ、議会として提言できる

仕組みづくりに取り組んできました。

今回の条例改正は、議会として政策提言をするために、より効率的、より効果的に審査・検討できるよう提出いたしました。今後も市民の皆様が開かれた議会となるよう、議会の仕組みや内容を分かりやすく発信するとともに、市民の皆様の意見を取り入れた政策を、議会一丸となり、議員力を生かし提言できるよう取り組んでまいります。

趣旨説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島ゆき子君）

これより、本２件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本２件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本２件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

委員会提出議案第１号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第１号については、原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第２号 下呂市議会基本条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第２号については、原案のとおり可決されました。

◎議員の辞職について

○議長（中島ゆき子君）

日程第40 議員の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、飯塚英夫君の退場を求めます。

〔3 番 飯塚英夫君 退場〕

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今井 満君）

それでは、命によりまして朗読申し上げます。

辞職願。私は、このたび一身上の都合により、令和6年3月22日をもって議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるよう申し出ます。令和6年3月11日、下呂市議会議長 中島ゆき子様、下呂市議会議員 飯塚英夫。以上でございます。

○議長（中島ゆき子君）

今ほど議会事務局長から辞職願の朗読がありましたが、私のほうから少し補足をさせていただきます。

飯塚議員は、平成25年から平成29年の間、宮城県と岩手県で東日本大震災の復興業務に携わっていましたが、再び被災地に寄り添いたいとの思いの中で、このたび震災からの復興業務に対応する福島県職員としての採用が決定となり、来月1日から相馬郡飯舘村へ派遣されることに先立ち、辞職したいとのことを伺っております。

お諮りいたします。飯塚英夫君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、飯塚英夫君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

飯塚英夫君の入場を求めます。

〔3 番 飯塚英夫君 入場・復席〕

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（中島ゆき子君）

日程第41、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

令和6年第2回下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和6年度当初予算をはじめ、今回提案をさせていただきました全議案を可決、御承認いただ

きまして、誠にありがとうございました。

令和6年度の市政運営につきましては、人口減少対策と持続可能なまちづくりを最重要課題として、会期中、議員各位からいただいた御意見、御提言をしっかりと反映しながら、全力で取り組んでまいります。

また、今年は市制施行20周年を迎える大きな節目の年でもありますので、1年を通じて、そして各種イベントを通じて記念事業を盛り上げてまいります。

終わりになりますが、議員各位をはじめ、市民の皆様方のますますの御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島ゆき子君）

これもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和6年第2回下呂市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月22日

議 長 中 島 ゆ き 子

署名議員 6 番 尾 里 集 務

署名議員 9 番 今 井 政 良